



工事の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料であり、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

工事名		富山地家裁仮庁舎（２５）新築その他工事（電子入札対象案件） （電子契約対象案件）
工事種別		建築工事
競争参加資格	等級（ランク）	（１）建築工事の認定を受けていること。 （２）建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。
	企業の施工実績等	入札公告 ２．競争参加資格による
工事場所		次頁による
工事内容		次頁による
工 期		工事の始期から６６７日間 （ただし、令和８年３月２日（月）（工事着手期限）までに工事を開始すること。なお、工事の開始とは工事の始期をいう。）
入札契約方式		一般競争入札（標準型）
落札方式		施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）
公告日		令和 ７年 ６月３０日（月）
申請書及び資料の 受付期間		令和 ７年 ７月２８日（月）から令和 ７年 ７月２９日（火）までの ９時００分から１７時００分まで及び 令和 ７年 ７月３０日（水）の９時００分から１３時００分まで。
入札書提出期限		令和 ７年１１月 ６日（木） １３時００分
開札日		令和 ７年１１月１１日（火） １０時００分

「富山地家裁仮庁舎（２５）新築その他工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料であり、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、図面及び現場説明書等をご覧ください。

I. 工事の概要

本工事は、富山地家裁庁舎（富山県富山市西田地方町２－９－１）において、庁舎建替のための仮庁舎の新築、既存事務棟の改修及び既存庁舎等の取りこわしを行うものです。

（１）主な工事内容

1. 建物

1) 仮庁舎	軽量鉄骨造 2階建	新築 1棟
	建築面積 約 729.6 m ² （建築基準法による）	
	延べ面積 約 1,422 m ² （建築基準法による）	
2) 既存事務棟	鉄筋コンクリート造 4階建	改修 一式
	建築面積 792.0 m ² （建築基準法による）	
	延べ面積 2,987.29 m ² （建築基準法による）	

2. 取りこわし

1) 既存施設	取りこわし 一式
イ. 増築棟	鉄骨造 平屋建
	建築面積 257.19 m ² （建築基準法による）
	延べ面積 255.15 m ² （建築基準法による）
ロ. 増築渡り廊下1	鉄骨造 平屋建
	延べ面積 3.24 m ² （建築基準法による）
ハ. 増築渡り廊下2	鉄骨造 平屋建
	延べ面積 4.32 m ² （建築基準法による）
ニ. 法廷棟	鉄筋コンクリート造 3階建（別途工事）
	建築面積 750.0 m ² （建築基準法による）
	延べ面積 2,271.3 m ² （建築基準法による）
ホ. 道交棟・渡り廊下2	鉄筋コンクリート造 2階建（別途工事）
	建築面積 206.95 m ² （建築基準法による）
	延べ面積 413.9 m ² （建築基準法による）
ヘ. 渡り廊下棟	鉄筋コンクリート造 3階建
	建築面積 48.0 m ² （建築基準法による）
	延べ面積 144.0 m ² （建築基準法による）
ト. 車庫	鉄筋コンクリート造 平屋建
	延べ面積 72.0 m ² （建築基準法による）
チ. 倉庫	鉄骨造 平屋建
	延べ面積 15.0 m ² （建築基準法による）
リ. 自転車置場1	軽量鉄骨造 平屋建

又、自転車置場2	延べ面積	19.77 m ² （建築基準法による）
	軽量鉄骨造	平屋建
	延べ面積	3.6 m ² （建築基準法による）

ル、工作物

ヲ、外構

ワ、造園

※ 上記イ、ホについては別途とする。

3. その他

1) 歩道の切り下げ

改修 一式

(2) 施工条件明示

1. 余裕期間（任意着手）を設定しています。
2. 週休2日促進工事です。また、工事期間中も入居官署は本施設を使用しています。原則、閉庁日は施工しないこととしていますが、影響を与える室内作業および騒音振動発生作業は閉庁日に行っていただきます。なお、その場合は、受発注者間の協議により、現場閉所を開庁日に変更できます。
3. 仮設、作業範囲等を明示しています。
4. 概略工程表（案）を添付しています。

その他詳細については、入札公告に添付する図面、現場説明書をご覧ください。

Ⅱ. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組を実施しています。

(1) 施工条件等の変更にかかる円滑な協議

- ・設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない状態が生じた場合などにおいて、必要と認められるときは、設計変更の対象とします。

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001347702.pdf>



（２）工事関係図書の簡素化

- ・受発注者相互の業務の効率化と工事目的物の品質向上を目的とし、「工事関係図書等の簡素化」行う工事です。

https://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/002_koujikanren/SPCD_oct_2024.pdf



（３）主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の扱いについて

- ・本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しません。
- ・請負契約締結日の翌日から、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、工場製作のみが行われる期間、検査終了後の期間等においては、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の専任が不要です。
- ・これらの期間において、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、工事現場における現場代理人の常駐は不要です。
- ・専任を要しない場合は、主任技術者又は監理技術者は他で契約されている工事等（専任を要しないものに限る）と兼務することが可能です。

（４）入札時積算数量書活用方式の適用

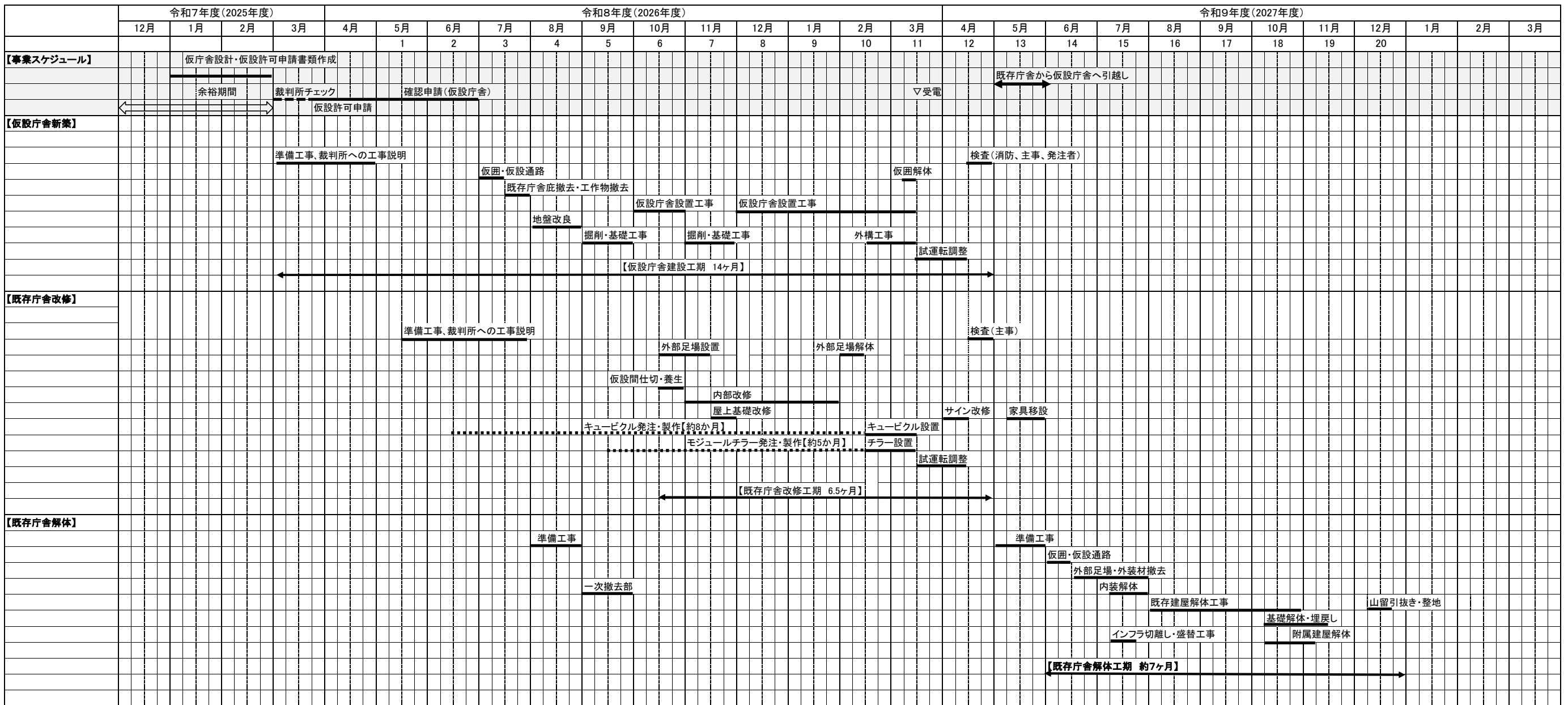
- ・入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量書活用方式」を適用しています。

（５）遠隔地からの労働者確保に要する費用に対する積算方法等の適用

- ・遠隔地から労働者を確保するために要する費用については、監督員と協議により、変更対象となります。

その他詳細については、入札公告に添付する図面、現場説明書をご覧ください。

富山地家裁仮庁舎(25)新築その他工事 概略工事工程表(参考)



この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。なお、この「見積参考資料」の有効期間はこの工事の入札日までとする。

※上記工程表は、別途工事部分も含んだ工程表である。